

IV. 関 連 資 料

- 歯なまるスマイルⅡR3年度評価集計結果
- 令和3年度フッ化物洗口実施状況
- 歯科口腔保健の推進に関する法律
- 長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例

【歯なまるマイルプランII評価 集計表】
1. 目標
(1) 成果指標

評価項目 または社会分野	評価	区域										公立計	県内		県全体	R3評価	前年度の状況	H28基準	目標
		長崎市	佐世保市	西彼	県央	県南	県北	五島	上五島	壱岐	対馬		県立学校 (単掲)	私立学校					
ライフステージまたは社会分野		2,787人	1,326人	797人	2,196人	892人	489人	220人	108人	167人	192人	9,174人	9,174人	84.6%	81.3%	H28基準	85%		
3歳児のうち歯のない者の割合を85%以上 目標	(R4)	418人	181人	79人	354人	161人	101人	44人	16人	25人	32人	1,741人	1,741人	84.6%	76.9%		85%		
1. 乳幼児期		2,752人	1,300人	785人	2,175人	889人	448人	220人	106人	167人	192人	9,183人	9,183人	85.3%	80.8%		90%		
3歳までにフッ化物歯面塗布を受けたことのある者の割合の増加 (R4目標：90%)	(R4)	2,652人	624人	750人	1,865人	815人	310人	209人	105人	189人	8,824人	8,824人	85.3%	80.8%		90%			
12歳の一人生平均した歯の本数の減少 (R4目標：0.85本以下)	(R4)	3,019人	2,181人	882人	2,572人	1,081人	590人	245人	140人	250人	11,207人	11,207人	0.71本	0.82本	0.85本以下	0.85本以下			
15歳の一人生平均した歯の本数の減少 (R4目標：1.22本以下)	(R4)	1,657人	377人	341人	2,196人	1,273人	577人	211人	118人	211人	7,945人	7,945人	1.24本	1.23本	1.22本以下	1.22本以下			
2. 学齢期		1,824人	1,397人	403人	1,900人	724人	439人	265人	118人	221人	9,287人	9,287人	3.4%	3.4%	3.5%	3%			
中・高校生に歯肉に異常を有する者の割合の減少 (R4目標：3.0%)	(R4)	0.98本	0.98本	0.96本	1.21本	1.54本	1.81本	1.73本	1.73本	1.99本	1.69本	1.60本	1.24本	1.24本	1.67本	1.67本	3%		
40歳代で喪失歯のない者の割合の増加 (R4目標：80%)	(R4)													3.4%		80%	80%		
20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少 (R4目標：25%)	(R4)															72.7%	25%		
40歳代における歯肉炎を有する者の割合の減少 (R4目標：25%)	(R4)															52.2%	25%		
60歳代における咀嚼良好者の増加 (R4目標：90%)	(R4)													71.8%		76.2%	90%		
60歳代で24歯以上の歯を有する者の増加 (R4目標：70%)	(R4)															56.3%	70%		
80歳で20歯以上の歯を有する者の増加 (R4目標：50%)	(R4)															31.5%	50%		
60歳代における歯肉炎を有する者の割合の減少 (R4目標：45%)	(R4)															73.9%	45%		
介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加 (R4目標：60%)	(R4)													53.1%	53.1%	52.6%	60%		
5. 障害児・者の歯科保健対策														69.8%	69.8%	76.9%	80%		
6. 歯科保健体制の強化 (A. 歯科保健強化のための体制づくり)														1市町 3市町 4市町 7市町	1市町 3市町 4市町 7市町	7市町	7市町	増加	
市町の個別歯科保健計画策定の増加 (R4目標：増加)	(R4)													6市町	6市町	6市町	増加		
市町の個別歯科保健計画策定の増加 (R4目標：増加)	(R4)													1高市町	1高市町	1高市町	増加		

進捗状況：目標に対して、100%以上（達成）、90%以上（準達成）、90%未満（未達成）

(2) 活動指標

ライフステージ または年齢区分	評価	圏域	保健所設置市	東上保健所	市町計	県内	県全体	前年度 の状況	目標
1. 乳幼児期	認可保育所・幼稚園・認可こども園でのフック物洗口実施施設の数増加 (R4目標: 85%)	対象施設数(ヶ所) 実施率(%)	147/100 87.0%	10/10 100%	147/100 87.0%	604/794 76.1%	81.8%	81.5%	H28基準 67.8%
		対象施設数(ヶ所) 実施率(%)	68/68 100%	46/46 100%	68/68 100%	318/318 100%	81.8%	98.8%	83.0%
2. 学齢期	小学校でのフック物洗口実施校率100%維持 (R4目標)	対象施設数(ヶ所) 実施率(%)	37/37 100%	26/26 100%	37/37 100%	164/164 100%	97.1%	94.5%	100%
		対象施設数(ヶ所) 実施率(%)	36/36 100%	26/26 100%	36/36 100%	164/164 100%	94.4%	94.5%	100%
3. 成人期	1年以上に歯科健康診査を受けた者の割合増加 (R4目標: 65%)	対象者数(人)	147,433	43,433	147,433	492,433	100.0%	100.0%	-
		過去1年間に歯科健康診査を受けた者の割合(%)	68.0%	78.6%	68.0%	81.8%	達成	54.2%	57.2%
4. 高齢期	【再掲】 過去1年間に歯科健康診査を受けた者の割合増加 (R4目標: 65%)	対象者数(人)	147,433	43,433	147,433	492,433	100.0%	100.0%	-
		過去1年間に歯科健康診査を受けた者の割合(%)	68.0%	78.6%	68.0%	81.8%	達成	54.2%	57.2%
5. 障害児・者の歯科保健対策	障害児・者施設を対象とした口腔ケア等に関する研修の実施 (R4目標: 年1回以上)	実施回数	1	1	1	1	1	1	1
		実施率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
6. 歯科保健体制の強化 (A. 歯科保健強化のための体制づくり)	地域への歯科専門職の派遣の増加 (R4目標: 増加)	派遣回数	1	1	1	1	1	1	1
		派遣率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
6. 歯科保健体制の強化 (B. 災害時の歯科保健)	県歯科医師会、県警、第7管区海上保安部、県危機管理課・医療政策課・国保・健康増進課(長崎県口腔保健支援センター)と災害に關する協議会の開催 (R4目標: 年1回以上)	実施回数	1	1	1	1	1	1	1
		実施率(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

2. (R4.10現在) 市町の歯科保健体制の現状

(R4.10現在)

	歯科保健計画の策定状況				歯科保健を協議する場	
	策定年度	計画策定状況	左記計画名	歯科保健個別計画の検討状況	協議会設置	別途協議する場の設置
政令市	長崎市	平成24年度策定	歯科個別計画	長崎市歯科口腔保健推進計画	策定済	○
政令市	佐世保市	平成24年度策定	歯科個別計画	佐世保市 歯・口腔の健康づくり推進計画	策定済	○
県南	島原市	平成25年度策定	健康づくり計画	健康しまばら21 (第2次)	予定なし	○
県央	諫早市	平成30年度策定	健康づくり計画	健康いさはや21 (第3次)	策定予定	○
県央	大村市	平成27年度策定	歯科個別計画	第2次おおむら齒なまるスマイル21計画	策定済	○
県北	平戸市	平成24年度策定	健康づくり計画	いきいき平戸21 (第2次)	予定なし	○
県北	松浦市	平成26年度策定	健康づくり計画	松浦市健康づくり総合計画 いきいき松浦21	予定なし	○
対馬	対馬市	平成24年度策定	歯科個別計画	齒なまるスマイルプラン (対馬市版)	策定済	○
香岐	香岐市	平成29年度策定	健康づくり計画	香岐市保健事業計画 (第2次)	予定なし	○
五島	五島市	平成25年度策定	健康づくり計画	五島市健康づくり計画	予定なし	○
西彼	西彼市	平成24年度策定	健康づくり計画	第二次健康さいかい21	予定なし	○
県南	雲仙市	平成24年度策定	健康づくり計画	健康うんぜん21 (第2次)	予定なし	○

県南	南島原市	策定年度	歯科保健計画の策定状況		歯科保健個別計画の検討状況	歯科保健を協議する場			
			計画策定状況	左記計画名					
		平成25年度策定	健康づくり計画	南島原市 ころもと体、口腔の健康づくり、食育推進計画（ひまわりプランIII）	予定なし	健康づくり計画の中に策定されており、ころもと体や食育推進と合わせて推進していきたいため。	協議会設置 ○	別途協議する場の設置 未設置	
		平成24年度策定	健康づくり計画	第2次健康ながよ21	予定なし	健康増進計画の中で他分野と連動した計画として推進していくため。	○		
		平成25年度策定	健康づくり計画	健康とぎつ21（第2次）	予定なし	健康増進計画の中に、歯科保健に関する部分を含んでいる。	○		
		平成27年度策定	健康づくり計画	健康東そのぎ21（第2次）	予定なし	健康づくり計画の中に、歯科保健に関する部分を含んでいるため。	○		
		平成27年度策定	歯科個別計画	川棚町歯科保健推進計画	策定済		○		
		平成27年度策定	健康づくり計画	健康はさみ21（第2次）	予定なし	健康増進計画に含んでいる	○		
		平成26年度策定	歯科個別計画	小値賀町歯科保健事業計画	策定済		○		
		平成26年度策定	健康づくり計画	健康さざ21 佐々町健康増進計画 佐々町食育推進計画	予定なし	健康増進計画の中で他分野と連動した計画として推進していくため。	○		
		平成30年度策定 令和2年度策定	健康づくり計画 子ども・子育て 支援事業計画	新上五島町健康づくり計画 新上五島町第2期子ども・子 育て支援事業計画	予定なし	専門職が配置されていないなか、個別計画策定の検討に至っていない。	○		
		歯科保健個別計画		6	市町	計	10	11	0

3. 令和3年度の取り組み状況
(1) 乳幼児期

政令市	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (塗布・洗口等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導	
長崎市	むし歯予防教室	○							
	1歳6か月児健康診査	○	○		○			○	
	2歳児歯科健診(1歳6か月児歯科健診結果によりハイリスク児選出し、実施)	○	○		○	○		○	
	歯育て健診(歯科健診及びフッ化物塗布)	○	○		○	○		○	
	歯科予防処置事業(1歳6か月・2歳児歯科健診時に、フッ化物歯面塗布を実施)	○			○	○		○	
	フッ化物歯磨剤の配布(1歳6か月児歯科健診時に配布)	○							
	3歳児健康診査	○	○					○	
	長崎市国民健康保険歯科健診(市歯科医師会と協定、会員医療機関で受診)		○	○		○			
	長崎市国民健康保険歯科健診(コロナ対策で歯科保健指導を実施。特定健診会場に歯科衛生士を派遣)							○	
	フッ化物洗口推進事業	○			○	○			
佐世保市	子育て支援センター健康教育	○						○	
	わいわい広場	○						○	
	1歳6か月児健康診査		○		○				
	2歳児経過歯科健診(1歳6か月児健診後フォロー事業)		○		○				
	歯みんぐ・ルーム		○		○				
	3歳児健康診査		○		○				
	親子のつどい	○							
	歯科健康教室(市内保育所・幼稚園・認定こども園・子育てサークルからの講師派遣依頼)	○							
	フッ化物洗口実地状況意向調査	○				○			
	佐世保市フッ化物洗口推進事業(保育所・幼稚園・認定こども園への補助及び市歯科医師会との連携)				○	○			
島原市	幼児歯科健康診査		○						
	離乳食教室							○	
	フッ素塗布事業				○				
諫早市	フッ化物洗口推進事業				○				
	諫早市子育て支援ガイド	○							
	諫早市ホームページ(更新)	○							
	乳児健康相談							○	
	1歳6か月児健康診査		○					○	
	2歳6か月児歯科健康診査		○					○	
県南	3歳児健康診査		○					○	
	フッ化物洗口事業意向調査							○	
県央	フッ化物洗口事業				○				○
	フッ化物洗口事業				○				○

県	市	事業名及び事業概要、または予算事業外対応	内容区分							その他
			普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (塗布・洗口等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導	
県央	大村市	母子健康手帳交付時の個別指導	○							○
		乳幼児すくすく健康相談での歯科衛生士による個別指導 次世代むし歯予防対策事業（1歳6か月児・3歳児健診・幼稚園・保育所等 フッ化物洗口）	○	○						
県北	平戸市	フッ化物洗口事業	○				○			
		フッ化物塗布事業	○		○		○			○
県北	松浦市	乳幼児健診時、歯科衛生士による個別歯科指導	○		○					
		1歳6か月児、3歳児歯科健診	○	○						○
		1歳6か月児、3歳児歯科健診	○	○						○
		幼児歯科相談（フッ化物塗布）	○	○						○
		幼児歯科相談（健診・フッ化物塗布）	○	○						○
		フッ化物洗口推進事業	○		○					○
対馬	対馬市	乳幼児相談	○							○
		健康保育	○							○
		乳児健診	○							○
		地域子育て支援事業	○							○
		2歳児歯科健診	○	○						○
		幼児健診	○	○						○
香岐	香岐市	フッ化物洗口推進事業	○							○
		よい歯の教室（3～5歳）	○							○
		もうすぐ1年生の歯磨き教室（年長児）	○							○
		歯なまる教室	○							○
		フッ化物洗口事業	○							○
		フッ化物塗布事業	○							○
五島	五島市	いきいろ相談	○							○
		10か月児健診	○	○						○
		1歳6か月児健診・3歳児健診	○	○						○
		2歳児健康相談	○	○						○
		フッ化物洗口事業	○							○
		幼児歯科相談（1歳6か月児健診、2歳児健康相談でのう蝕ハイリスク児に 対して歯科指導・フッ素塗布を実施）	○		○					○
西彼	西海市	乳幼児相談	○							○
		乳児健診	○							○
		1歳6か月児健診 3歳6か月児健診	○	○						○
		保育所・幼稚園等施設におけるフッ化物洗口	○						○	

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (塗布・洗口等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導	
上五島	事業名及び事業概略、または予算事業外対応								
小植寛町	フッ素塗布事業(1才～年少希望者のみ)	○			○			○	
	フッ化物洗口(こども園の4・5歳児)と健康教室	○			○				
	1.6歳児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診における歯科検診		○					○	
	就学時健診時の保護者対象とした出前講座	○							
	親子むし歯予防教室とむし歯ゼロ表彰	○			○			○	
東北	長崎県フッ化物洗口推進事業(保育園・認定こども園での全実施)				○				
	1歳児歯科教室(歯科医師による講話、歯科衛生士によるフッ素塗布)	○	○		○			○	
	1歳半健診、3歳児健診でのフッ化物塗布	○	○		○			○	
	幼児(2歳・2歳半・3歳児) 歯科検診(歯科検診、フッ素塗布)	○	○		○			○	
新上五島町	フッ化物洗口推進事業(幼稚園 2園 実施)				○				
上五島	フッ化物洗口推進事業(保育園、認定こども園 10園実施)				○				
県庁	むし歯予防の講話	○			○				
県庁	全保育園・幼稚園へのフッ化物洗口に係る情報提供(年1回以上)	○							○
	1.6歳児健診及び3歳児歯科健康診査の結果の集計及び情報提供								
県庁	長崎県フッ化物洗口推進事業(中学校への補助、小中学校への指導助言及び 県歯科医師会への支援委託) ※R2事業終了				○				○
	フッ化物洗口に関する施設状況の公表(HP)	○							
	フッ化物洗口効果検証及び報告書の公表								
	口腔機能発育支援事業(県歯科医師会委託)	○							
	歯の衛生週間(歯・口の健康週間)イベント	○							
団体	保育園、幼稚園歯科健診データ収集・集計	○							○
	歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール	○							
	口腔機能発育支援事業	○							
団体	市町健診事業(乳児相談、1.6・2歳児・3歳での母子事業)				○				○
	フッ素塗布事業で対象児と保護者への指導[松浦市委託]				○				
	合計	68	37	23	62	15	10	57	12

	事業名及び事業概要、または予算事業外対応	内容区分																
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (塗布・洗口等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導	その他									
県庁	体育保健課	県立中学校及び特別支援学校(小・中学部)に対し、フッ化物物洗口実施調査を 通知				○												
県庁	学事振興課	市町教育委員会に対し、フッ化物物洗口の実施についての協力依頼 私立小学校に対し、フッ化物物洗口に係る調査等の依頼・回収、結果等の周知 私立中学校に対し、フッ化物物洗口の実施についての協力依頼	○															○
県庁	国保・健康増進課	長崎県フッ化物物洗口推進事業(中学校等における普及啓発についての依頼 県歯科医師会への支援委託) ※R2事業終了	○							○								
団体	県歯科医師会	フッ化物物洗口に関する施設状況の公表(HP) フッ化物物洗口効果検証及び報告書の公表	○															○
団体	県歯科衛生士会	歯の衛生週間(歯・口の健康週間)イベント(再掲) 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール(再掲) 歯・口の健康に関する標語コンクール	○		○													○
団体	県歯科衛生士会	学校歯科医生涯研修制度基礎研修・更新研修会													○			
		合計	19	5	5	5	26	4	8	4								

3. 令和3年度の取り組み状況
(3) 成人期

政令市	事業名及び事業概要、または予算事業外対応	内容区分						その他					
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指導	予断体判 (PMTIC・除石等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修		一般的な歯科 保健相談・指導				
長崎市	妊産婦歯科健診事業 (ママの歯っぴいチェック、市歯科医師会ほか歯科医療機関委託) 妊産婦歯科保健指導事業 (歯っぴいベビー、市歯科医師会委託) 長崎市国民健康保険歯科健診(市歯科医師会と協定、会員医療機関で受診) 長崎市国民健康保険歯科健診(コロナ対策で歯科保健指導を実施。特定健診会場に歯科衛生士を派遣) 長崎市歯周疾患患診事業(市歯科医師会委託・歯科医療機関委託) 出前講座 佐世保市成人歯科健診(所内及び離島歯科健診) 成人歯科健診動員(無料ハガキ) 介護予防・健康教育(きらっと元気教室・まるっと健康づくり教室) ⇒新型コロナで中止 デンタルフェスティバル ⇒新型コロナで中止 (歯科情報の提供を7リーベ`ポ-に掲載) 8020認定証発行	○	○	○	○	○	○	○					
佐世保市													
島原市	国民健康保険歯科健診事業 成人歯科相談 母子保健事業 (母子手帳交付、乳幼児相談、4か月児健診) 両親学級 離乳食教室 妊産婦歯科健康診査 母子健康手帳交付 母子健康診査 妊産婦歯科健康診査 母子保健事業 (乳児健康相談、幼児健診) 対象者保護者への歯周病予防啓発 成人保健事業 (成人歯科健診) 成人保健事業 (成人歯科健診の節目検診はがき通知・検診一覧周知チラシ) 健康いざばや21の取組(歯の健康についてパネル展)	○	○						○	○	○	○	
大村市	歯周疾患検診 (18歳~74歳 歯科医院にて受診) 口腔保健質問調査票による新しい成人歯科健診事業 (大村東彼歯科医師会委託) 歯・口腔の健康づくり啓発	○	○	○									○
平戸市	歯周疾患検診(40~74歳) 広報紙による歯科予防掲載	○	○										
松浦市	歯周疾患検診 (40・50・60歳)	○	○										
対馬市	成人歯科健診事業(妊産婦及びその家族等を対象) 生活歯検プログラム 妊婦のお口の健康チェック事業 歯周疾患検診事業 生活歯検プログラム事業	○	○										○
壱岐市		○	○										
五島市	母親教室	○	○										○

3. 令和3年度の取り組み状況
(4) 高齢期

政令市	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (PMTC・除石等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導	
長崎市	口腔ケア指導事業(歯つらつ健康教室、県歯科衛生士会委託)	○					○		
	短期集中型訪問サービス事業(県歯科衛生士会委託)	○							
	長崎市国民健康保険歯科健診(市歯科医師会と協定、会員医療機関で受診)		○	○		○			
	長崎市国民健康保険歯科健診(コロナ対策で歯科保健指導を実施。特定健診会場に歯科衛生士を派遣)								○
佐世保市	在宅寝たきり者及び在宅障害者歯科保健事業(県歯科衛生士会委託)	○							
	長崎市歯周疾患検診事業(市歯科医師会委託・歯科医療機関委託)	○	○						
	出前講座	○							
	佐世保市成人歯科健診(所内及び離島歯科健診)	○	○	○		○			
政令市	成人歯科健診勸奨(無料ハガキ)								
	介護予防・健康教育(きらっと元気教室)⇒新型コロナで中止								
	いきいき元気食事づくり教室								
	介護食づくり教室								
島原市	介護教室								○
	地域ケア会議								
諫早市	介護予防事業								
	一般介護予防事業普及啓発・リーダー育成事業 介護予防教室(口腔機能向上)	○						○	
	(長崎県歯科衛生士会諒解支部 委託)								
	地域介護予防活動支援事業(口腔機能向上)	○							
大村市	(長崎県歯科衛生士会諒解支部 委託)								
	介護予防・生活支援サービス事業短期集中予防サービス 訪問型								○
平戸市	(介護予防・生活支援サービス事業短期集中予防サービス 委託)								
	介護予防・生活支援サービス事業短期集中予防サービス 訪問型	○							○
松浦市	地域リハビリテーション推進事業								
	フレイル予防教室(保険事業と介護予防の一体的実施)	○							
	独居高齢者個別訪問(リーフレット配布)								
	出前講座								
対馬	歯周疾患検診(40~74歳)		○	○					
	広報誌による歯科予防掲載								
対馬	歯周疾患検診(70歳)		○						
	出前講座(介護予防の一環として口腔ケアに関する啓発)	○							
対馬	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 口腔機能低下予防	○							○
	介護予防教室(プログラム内に口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導を実施)								
対馬	ふれあいいきいきサロン								
	口腔衛生訪問指導								○
対馬	在宅訪問歯科診療事業								○
									○

市町村	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分						一般的な歯科 保健相談・指導	その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (PMTC・除石等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修		
岐阜	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(口腔機能低下防止) 介護予防事業	○					○		
五島	お口“いきいき”健康支援事業(市は受診勧奨と申込受付) お口“いきいき”健康支援(口腔ケア)事業(市は啓発と申込受付のみ)	○							
西彼	・通所型サービス事業にて「お口の健康講話」、「口腔機能向上プログラムアセスメント及び個別評価」実施。 ・まちづくり出前講座にて「お口の健康講話」実施。 ・介護予防・生活支援サポーター養成研修にて「高齢期の口腔ケアに関する講義」実施。	○					○	○	
県南	介護予防教室での歯科指導							○	
県南	歯周病予防健診(20~74歳の市民対象、歯科医院において無料(節目年齢)または500円で健診を受診できるよう補助) お口の健康相談(集団健診受診者対象、健診会場で希望者に対し歯科衛生士による歯科保健相談及び指導の実施) 市内自主グループ等での歯科講話		○					○	
西彼	お口“いきいき”健康支援(口腔ケア)事業(市は啓発と申込受付のみ) 長与町歯周疾患検診(70歳の方) 一般介護予防事業(老人クラブ・サロン)「お口の健康について」 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 お口“いきいき”健康支援(口腔ケア)事業 (後期高齢者対象。町は啓発と申込受付のみ)	○	○				○	○	
西彼	地域リハビリテーション活動支援事業(地域ケア会議対象者や必要希望者に対して、栄養や歯科、リハビリテーションの相談対応や助言・指導を実施)		○					○	
時津町	70歳の者を対象とする歯周疾患検診(町内歯科医院へ委託) 歯科保健指導(個別指導) 歯科保健指導(集団指導)						○		
県央	要介護者の口腔機能の向上に関する教室 歯科口腔保健に関する出前講座や講演会 通所型サービス事業(個別・集団歯科保健指導) 介護予防普及啓発事業(個別・集団歯科保健指導)						○	○	
川柳町	8020コンテスト 歯科相談(特定健診会場にて、アンケートで抽出した対象者のみに歯科相談の実施)	○						○	
波佐見町	歯周疾患検診(町内歯科医院へ委託) 総合事業通所事業(C型) 8020コンテスト 前期高齢者受給者証交付時の歯科健康相談 8020コンテスト(達成者表彰式) 通所型サービス事業での集団歯科指導及び個別相談 一般介護予防事業での個別歯科指導及び相談 地域介護予防活動支援事業(いきいき百歳体操)での集団及び個別指導	○	○	○			○	○	

上五島	小値賀町	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他
			普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (PMTTC・除石等)	独自の歯科に 関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指導	
	小値賀町	成人歯科保健教育普及定着事業「おフロレイル予防教室」(小値賀町協力)	○						○	
	佐々町	広報誌による歯科予防掲載 歯周疾患検診(住民健診において40~70歳の5歳母の節目検診を実施) 出前講座(地域サービスにおいて口腔ケアに関する講話を実施) 通いの場での歯科衛生士による講話	○				○			○
	新上五島町	介護予防サポーター養成講座 歯周疾患検診(70歳対象；歯科医師会委託)	○	○					○	
	長寿社会課	地域リハ活動支援体制整備事業(広域支援センター委託)	○						○	
	国保・健康増進課	在宅歯科医療推進事業 口腔ジェネレーションターゲットポイント事業	○						○	
	県歯科医師会	長崎県後期高齢者医療広域連合 おろ“いきいき”健康支援(口腔ケア)事業 在宅歯科診療ネットワーク構築事業 在宅歯科医療に関する歯科医療従事者人材育成支援研修事業 生涯を通じた口腔機能に関する多職種連携調査研究事業 オラフレイル対策歯科保健指導者養成事業実施[県委託] 地域支援事業(介護保険)、口腔改善指導事業、短期集中型訪問事業[長崎 市委託]	○	○						○
	県歯科衛生士会	介護予防普及啓発リーダー育成事業、介護予防活動支援事業[諫早市委託] 各地域の特定健診、歯周疾患検診、国保検診等にて健診協力 地域個別ケア会議への参画(実施市町) 各地域の「かたらんば」出席(諫早市)			○					○
		合計	33	13	7	0	6	33	38	7

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							調査・研究	その他	
		協議体制設 置・連携企画	歯科保健計画 策定・評価	住民集会参画 (市町)、専 門家派遣 (県)	資料作成補助 や指導・助言 等の技術支援	歯科専門職確保 検討、キーマン 等人材確保	研修				
団体	県歯科医師会	長崎県福祉保健部との協議会	○								
		長崎県三師会協議会	○								
		長崎県歯科保健データ収集・分析事業							○		
団体	県歯科衛生士会	オーラルフレイル対策歯科保健指導者養育事業実施 [県委託]	○					○			
		長崎県保健医療対策協議会歯科保健医療部会・専門委員会	○								
		長崎県地域リハビリテーション推進部会・長崎県介護予防防市町支援部 会	○								
		各地域歯科保健推進協議会(西彼、県央、県北、五島)	○								
		佐世保市歯と口腔の健康づくり推進協議会	○								
		大村市障がい者歯の健康づくりネット会議への参画	○								
		合計	29	12	1	7	4	2	8	4	

令和5年度の歯科専門職配置に対する取り組み希望状況

(6) A. 歯科保健強化のための体制づくり (追加) ※歯科専門職未配置の市町の国庫補助活用について

	希望有無	希望しない場合、歯科専門職を配置しない理由
政令市		
長崎市		
政令市		
佐世保市		
県南	×	国庫補助を活用しても財政的に困難であるため。(現在、歯科を含めた健康づくり計画で、健康づくりを推進しており、各事業ごとの雇上げで対応している。)
県東	×	関係機関との協議の場があり、事業に対する意見・助言についても各種事業の機会に対応する体制であるため。
県東	×	歯科に関する協議会の設置等は既に設置しているため。また、R3～介護保険の地域支援事業の一部を大村東彼歯科医師会へ委託し、連携を図っているため。
県北		
平戸市		
県北	×	必要に応じて歯科衛生士の派遣を受け事業を実施しているため。
対馬		
対馬市		
杵岐		
杵岐市		
五島		
五島市		
西彼		
西彼市		
県南	×	他の専門職の人員も不足しており、歯科専門職配置の優先順位は低い状況であるため。
県南	×	歯科専門職の配置は重要であると考えられるが、現在、歯科衛生士は各事業ごとの雇用となっている。配置について協議もできていない状況であるため。
西彼	×	歯科保健事業の取りまとめは保健師がしている。歯科衛生士は事業ごとの雇用のため未配置。
西彼	×	歯科保健に係る業務の優先性が低く、配置の必要性がないため。
県東	×	専門職を置くほどの業務量を見込めない。
県東	×	歯科保健推進会議を改め健康づくり推進協議会の歯科部会を設置した。その歯科部会の中で歯科専門職の必要性など検討していきたい。
県東	×	歯科保健事業の強化対策として今後検討していく
上五島	×	町内歯科医療機関があり、歯科医(1名)や歯科衛生士(1名)との協力体制があり配置の必要性がない。
県北	×	町内歯科医療機関との連携協力体制が整っているため
上五島	×	専門職を置くほどの業務量が見込めないため。業務は歯科衛生士会と連携できている。

3. 令和3年度の取り組み状況
(6) B. 災害時の歯科保健

	事業名及び事業概要、または予算事業外対応	内容区分							情報収集・調査、情報共有	その他
		協議体制	協議への参加	連携体制	県民(住民)への情報発信(普及啓発等)	災害時の資料やマニュアル等の作成	訓練・研修への開催または参加			
政令市	長崎市	災害時の歯科医療救護活動に関する協定(市歯科医師会と締結)	○							
政令市	佐世保市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(市歯科医師会と締結)			○				○	
県南	島原市	災害時の歯科医療救護に関する協定締結(島原南高歯科医師会と締結)								
県東	諫早市	災害時の歯科医療救護に関する協定書	○						○	
県東	大村市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定を大村東彼歯科医師会と締結	○							
県北	平戸市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書締結	○							
県北	松浦市	北松歯科医師会との災害時等の歯科医療救護活動に関する協定	○							
対馬	対馬市	対馬市歯科医師会災害協定締結	○				○			
市	唐崎	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(唐崎市歯科医師会と締結)								
市	五島	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定(福江南松歯科医師会と締結)								
市	西彼	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(西彼歯科医師会と締結)								
市	雲仙市	災害時の医療救護に関する協定書(南高歯科医師会と災害時の協定締結)								
市	南島原市	災害時の医療救護に関する協定書(南高歯科医師会と災害時の協定締結)								
市	長与町	災害時等の歯科医療救護活動に関する西彼歯科医師会との協定								
市	時津町	災害時等の歯科医療救護活動に関する西彼歯科医師会との協定								
市	東彼杵町	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書								
市	川棚町	災害時の歯科医療救護活動に関する協定(大村東彼歯科医師会と締結)								
市	波佐見町	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書								
市	小値賀町	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(福江南松歯科医師会と締結)								
市	佐々町	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定								
市	新上五島町	福江南松歯科医師会との災害時歯科保健医療の協定締結(2019年)								
市	医療政策課	令和2年度に「災害時歯科保健医療提供体制整備事業補助金」を活用し県歯科医師会にポータブルエックス線装置等の災害用機器を配備。								○
市	関係・健康増進課	未実施								
団体	東歯科医師会	関係団体との災害対策に関する協議会の開催	○	○					○	
団体	県歯科衛生士会	外部団体主催災害対策研修会への参加「日本歯科衛生士会」							○	
団体	県歯科衛生士会	災害訓練(安否確認)実施							○	
団体	県歯科衛生士会	日本歯科衛生士会「災害支援登録歯科衛生士」の登録及び登録訓練の参加周知							○	
団体	県歯科衛生士会	災害関係参加研修会内容の情報共有							○	
		合計	6	1	21	2	2	3	5	1

3. 令和3年度の取り組み状況
県立保健所の管内所感

	項目	地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針
西彼 県立保健所	(1) 乳幼児期	う蝕罹患率や一人当たりのフッ化物塗布回数については、減少傾向にあるが、地域によっては県平均を上回る現状あり。また、家庭によってう蝕予防について意識の差があり、意識の低い家庭への対応が課題。
	(2) 学齢期	小学校・中学校においてフッ化物塗布実施率が100%であり、事業の継続ができよう働きかけが必要。
	(3) 成人期	併せて、成人期へ継続した歯周疾患に関する啓発活動を推進していく必要あり。
	(4) 高齢期	各市町、歯周疾患健診の受診率が低い。成人歯科検診の周知や歯科保健に対する意識づけの方法を検討していく必要あり。
県央 県立保健所	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	個人々の歯科保健の重要性・認知度が低い。また、要支援・要介護者に対して口腔管理の重要性等の啓発活動を行うことにより、重症化予防につなげていく必要あり。
	(1) 乳幼児期	成人期の歯科保健対策及び高齢者のオーラルフレイル予防について、重点的に推進していく必要がある。
	(2) 学齢期	・ 幼保のフッ化物塗布については、取組ができないう理由を把握し対応法の検討が必要である。 ・ フッ化物塗布は管内市町全小中学校で実施されているが、実施者が増加するよう働きかけが必要である。
	(3) 成人期	・ 高等学校に対しての歯周病対策は、市町からの働きかけは難しく仕組み作りが必要である。 ・ 歯科健診受診率が低いことが課題であり、今後も広報等を利用して「歯・口腔の健康づくりの大切さ」 「成人期歯科健診の必要性」等が住民へ周知されることが必要である。
県南 県立保健所	(4) 高齢期	・ 高齢者の通いの場などを利用して、各市町でオーラルフレイル対策の取り組みが普及していくよう働きかけが必要がある。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	・ 歯科保健に関する協議の場を設定を継続する。今後は、オーラルフレイル対策、障害児・者の歯科保健対策について焦点を当て、協議をしていくことを検討中。障害児については、保護者の歯科に関するニーズの把握、医療機関の体制整備や保護者への情報提供等について協議が必要。
	(1) 乳幼児期	昨年度より3歳児の虫歯のない者の割合も、3歳までにフッ化物塗布を受けたことがある者の割合も上昇しているが、いずれも目標値に到達していない。
	(2) 学齢期	保育園等によるフッ化物塗布実施については今後協議会や保育会との連携を図り、フッ化物塗布状況の向上を目指す。しかし、フッ化物塗布の本数は県平均と比較して多く、また管内での地域差も見られる。しかし、フッ化物塗布が、管内市町全施設及び全学年で実施されるようになったため、継続して実施できるように働きかけが必要がある。
県北 県立保健所	(3) 成人期	各中、歯周病予防検診等を実施しているが、受診率が低く、健診の実施方法や知識の普及啓発について考えていく必要がある。
	(4) 高齢期	各市町で介護予防事業の一環として歯科指導や歯周病予防検診等の取組が行われている。今後は高齢者の通いの場などを利用して、各市町でオーラルフレイル対策の取り組みが普及していくよう働きかけが必要がある。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	オーラルフレイル予防の実施、障害児・者の歯科保健対策についての協議。
	(1) 乳幼児期	う蝕有病率及び一人あたりの歯数は、経年的に見ると減少傾向だが、全国・県と比較すると依然として高い。フッ化物塗布率は、地域により差があり今後のう蝕有病率の動向を注視し、各市町へ実施方法の検討等働きかけていくことが必要。
県北 県立保健所	(2) 学齢期	フッ化物塗布口について、R2年度までに管内小・中学校共に受診率100%で体制は整っていたがコロナ感染症拡大により一時中止している所もある。今後も感染対策を講じながら継続して実施するよう働きかけが必要である。
	(3) 成人期	歯周病疾患健診は、コロナ感染症拡大の影響により、さらに低下している。コロナ禍での効果的な実施方法の検討、先駆的取り組みの情報の提供等が必要である。
	(4) 高齢期	施設入所者・通所者は施設でのケア、在宅の健康意識が高い方は市町事業へ参加するなどフォローアップしてきている。無関心層や受診困難な方を受診につなげるため、啓発や診療体制について、各関係機関に働きかけていく必要がある。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	障害者歯科における現状の把握と啓発活動。

	項目	地域を取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針
県立保健所	(1) 乳幼児期	3歳児のおし歯のない者の割合(80.0%)が県平均(84.6%)よりも低く、目標値の85%に到達していない。前年度より3歳児のおし歯のない者の割合は増加している(76.6→80.0%)ため、五島市による10ヶ月児・1・6歳健診、3歳児健診での個別指導や2歳健康相談等の指導等の対策を継続していく必要がある。
	(2) 学齢期	12歳の一人当たりの永久歯のおし歯本数(0.49本)は県平均(0.71本)より低い。15歳(2.18本)においては県平均(1.24本)よりも高い。R2年度から中学校でのフッ化物塗布を導入。R3年度は新型コロナウイルス感染症により一部実施を中断する学校もあった。R4年度に市内すべての小中学校で実施となる予定。実施状況等について歯科推進協議会で共有し、課題があれば整理が必要。
	(3) 成人期	五島市の歯科保健を評価するデータが少なくない。母子教室での健診の結果や、長崎大学による歯周病検診データで現状確認している。成人期の歯科検診の普及啓発を進める必要がある。
	(4) 高齢期	五島市の歯科保健を評価するデータが少ない。長崎大学による歯周病検診データで現状確認している。五島市の介護保険事業計画の中のフレイル予防として①在宅介護支援者向け研修会→R3.11摂食嚥下障害に関する研修会を実施。②老人クラブ等への出前講座→各クラブで講話や栄養教室を実施。③施設への実態把握調査→未実施。今後も市と連携して五島市の歯科保健の現状把握と課題の抽出、課題解決に向けた取り組みを行う。
県立保健所	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	保健所歯科保健推進協議会による歯科保健対策の評価及び推進、関係機関との連携強化。
	(1) 乳幼児期	フッ化物塗布の浸透により虫歯予防の強化や虫歯罹患数の減少が見られる。しかし、世帯内格差が解消されていない。引き続き家庭内におけるむし歯予防のための普及啓発が必要とある。
	(2) 学齢期	教育委員会等が主筆となり、町立小・中学校のフッ化物塗布を実施している。また、学校歯科医等の歯科専門職により歯科衛生教育を行っている。しかし、歯みがきは定着しているが、歯垢が付着している児童が多く、ブラッシング方法に問題が見られる。歯周病対策を含め、歯みがきの仕方等を啓発していく必要がある。
	(3) 成人期	歯科保健に興味がある人は増えてきた。しかし、健診等の予防活動につながっていない。歯周病検診の受診率向上が課題である。
県立保健所	(4) 高齢期	高齢者の口腔ケアに関するアンケートを分析したところ、高齢者施設は訪問歯科診療を重視している割合が高いが、高齢者施設の施設長は過半数が不要と回答したという結果が得られた。また、高齢者への口腔ケアについて施設長の意識が高いほど、従業員の意識も高いことが認められた。今後は、高齢者施設の施設長向けに普及啓発の場を増やす必要性が示唆された。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	各町と連携し、若い世代(成人期)からの歯周病予防の啓発及び高齢者施設の施設長への啓発(オーラルフレイル対策、ブラッシング方法等)。
	(1) 乳幼児期	・フッ化物応用によるむし歯予防は、保育所・幼稚園の体制は整い、今後のむし歯予防に効果が期待できる。しかし、おやつを時間を決めている1・6歳児の割合やフッ化物塗布券利用率等の減少がみられ、生活習慣や行動の改善は一部にとどまっている。 ・市と共同で開催する歯科保健協議会やデンタルワークショップなどを通じて、乳幼児期のおし歯予防に関する知識の普及を継続し、必要がある。 ・複数のむし歯を有するハイリスク乳幼児が全体のむし歯数を引き上げている現状から、その把握と対応について市と協議する必要がある。
	(2) 学齢期	H29年度に管内全小中学校で、H31年度に管内全小中学校でフッ化物塗布が行われる体制が整備された。1人あたりのおし歯の本数は個人差が大きいため、乳幼児期からの対策が重要である。乳幼児期同様、市と共同で開催する歯科保健協議会やデンタルワークショップなどを通じて、むし歯予防に関する知識の普及を行っていく必要がある。
県立保健所	(3) 成人期	歯周疾患健診受診率は低い状況にあり、歯科健診の推進やかかりつけ歯科医による管理推進が必要とある。今後、歯科保健協議会等で必要な取組みについて協議を行っていく。
	(4) 高齢期	老健リハビリテーション広域支援センターが中心となって施設や在宅療養者を支援する福祉職等を対象とした研修会を開催している。保健所は広域支援センターと連携を図り、地域の人材育成が進むよう支援していく。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	成人期の歯周疾患検診の受診率向上を図るための取組み、高齢者のオーラルフレイル対策

		項目	地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針
県立保健所		(1) 乳幼児期	3歳児の一人平均むし歯数は、年々改善している。5歳児の一人平均むし歯数は改善がみられているが、定期的健診を受ける児の割合は対馬市ブランド目標達成には及ばない状況。乳幼児健診時等における健康教育、1・6・2歳・3歳児の歯科健診やフッ化物塗布事業等は実施されている。保護者への予防意識の啓発等を更に推進していくことが必要。
		(2) 学齢期	12歳児の一人平均むし歯の本数、18歳の歯周疾患有病率、18歳の歯周病予防に関する啓発は、ここ数年減少傾向。小学校、中学校におけるフッ化物塗布実施施設の割合は100%であり、今後も実施継続を推進していく必要がある。小・中学校等でのむし歯・歯周病予防についても更に推進していく必要がある。
		(3) 成人期	妊婦とその夫を対象とした成人歯科健診・保健指導等を実施しており、R2年度からは全島への実施に拡大され、継続している。対馬市の成人歯科の取組組みについて対馬地区歯科保健推進協議会で協議し、特定健診時の生活歯診時の生活歯診プログラムを活用した歯科保健指導などの新たな取組組みを開始している。今後も引き続き、各関係機関と連携を図りながら、歯周病予防対策・成人歯科の取組組みを推進していく必要がある。
		(4) 高齢期	対馬市歯科衛生士士による口腔衛生訪問指導、在宅訪問歯科診療などを継続し、口腔の定期的チェックや口腔ケアへの関心を高めていくことが必要。また今後は、介護予防教室等を活用してオーラルフレイル予防について啓発していくことが必要。
		【保健所が必要と考える地域で行う取組】	歯科保健推進協議会において、「歯周病予防・成人期の歯科保健対策」及び「高齢者のオーラルフレイル予防」について、重点的に協議（進捗確認含む）し、推進していく必要がある。

(R4.3.31現在)

○令和3年度県内施設のフッ化物洗口実施状況(市町別)

圏域	市町名	幼保施設										小学校施設										幼保施設・小学校の計		中学校(私立含・国立除く)		
		保育所(認可・認可外・へき地)		幼稚園(国立除く)		認定こども園		幼保施設設計(歯なまる評価用)		小学校(私立含・国立除く)		小学校施設設計(歯なまる評価用)		小学校(私立含・国立除く)		幼保施設		小学校		中学校						
		実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	
長崎市	長崎市	59	90	65.6%	17	25	68.0%	24	32	75.0%	100	147	68.0%	68	68	100.0%	168	215	78.1%	36	37	97.3%				
	佐世保市	43	55	78.2%	18	25	72.0%	20	23	87.0%	81	103	78.6%	46	46	100.0%	127	149	85.2%	26	26	100.0%				
西彼	西海市	10	12	83.3%	1	1	100.0%	6	6	100.0%	17	19	89.5%	13	13	100.0%	30	32	93.8%	6	6	100.0%				
	長与町	8	9	88.9%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	11	12	91.7%	5	5	100.0%	16	17	94.1%	3	3	100.0%				
西彼小計	時津町	9	9	100.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	12	12	100.0%	4	4	100.0%	16	16	100.0%	2	2	100.0%				
	西彼小計	27	30	90.0%	5	5	100.0%	8	8	100.0%	40	43	93.0%	22	22	100.0%	62	65	95.4%	11	11	100.0%				
諫早市	諫早市	25	47	53.2%	7	7	100.0%	10	12	83.3%	42	66	63.6%	28	28	100.0%	70	94	74.5%	14	14	100.0%				
	大村市	22	23	95.7%	6	6	100.0%	13	13	100.0%	41	42	97.6%	15	15	100.0%	56	57	98.2%	6	6	100.0%				
県央	東彼杵町							2	3	66.7%	2	3	66.7%	2	2	100.0%	4	5	80.0%	1	1	100.0%				
	川棚町	2	2	100.0%				3	3	100.0%	5	5	100.0%	3	3	100.0%	8	8	100.0%	1	1	100.0%				
波佐見町	波佐見町	2	3	66.7%				1	2	50.0%	3	5	60.0%	3	3	100.0%	6	8	75.0%	1	1	100.0%				
	波佐見町小計	51	75	68.0%	13	13	100.0%	29	33	87.9%	93	121	76.9%	51	51	100.0%	144	172	83.7%	23	23	100.0%				
島原市	島原市	18	21	85.7%				6	6	100.0%	24	27	88.9%	10	10	100.0%	34	37	91.9%	5	5	100.0%				
	雲仙市	18	23	78.3%				3	4	75.0%	21	27	77.8%	17	17	100.0%	38	44	86.4%	7	7	100.0%				
県南	南島原市	23	24	95.8%	1	1	100.0%	5	5	100.0%	29	30	96.7%	15	15	100.0%	44	45	97.8%	8	8	100.0%				
	県南小計	59	68	86.8%	1	1	100.0%	14	15	93.3%	74	84	88.1%	42	42	100.0%	116	126	92.1%	20	20	100.0%				
平戸市	平戸市	14	14	100.0%	1	1	100.0%	6	6	100.0%	21	21	100.0%	15	15	100.0%	36	36	100.0%	8	8	100.0%				
	松浦市	9	9	100.0%				4	4	100.0%	13	13	100.0%	9	9	100.0%	22	22	100.0%	6	6	100.0%				
県北	佐々町	3	3	100.0%				1	1	100.0%	4	4	100.0%	2	2	100.0%	6	6	100.0%	1	1	100.0%				
	県北小計	26	26	100.0%	1	1	100.0%	11	11	100.0%	38	38	100.0%	26	26	100.0%	64	64	100.0%	15	15	100.0%				
五島	五島市	14	14	100.0%				6	6	100.0%	20	20	100.0%	14	14	100.0%	34	34	100.0%	10	10	100.0%				
	小値賀町	9	9	100.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	11	11	100.0%	10	10	100.0%	21	21	100.0%	5	5	100.0%				
上五島	新上五島町	9	9	100.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	12	12	100.0%	12	12	100.0%	24	24	100.0%	6	6	100.0%				
	上五島小計	9	9	100.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	12	12	100.0%	18	18	100.0%	38	38	100.0%	4	4	100.0%				
杵岐	杵岐市	11	11	100.0%	8	8	100.0%	1	1	100.0%	20	20	100.0%	19	19	100.0%	35	35	100.0%	12	12	100.0%				
	対馬市	12	12	100.0%	3	3	100.0%	1	1	100.0%	16	16	100.0%	19	19	100.0%	35	35	100.0%	12	12	100.0%				
市町小計	市町小計	311	390	79.7%	68	83	81.9%	115	131	87.8%	494	604	81.8%	318	318	100.0%	812	922	88.1%	163	164	99.4%				
	県立学校																									
公立学校	公立学校小計																									
	私立学校																									
県全体	県全体	311	390	79.7%	68	83	81.9%	115	131	87.8%	494	604	81.8%	320	323	99.1%	814	927	87.8%	169	179	94.4%				
	県立中学校1校、長崎市:8小学校、佐世保市3小学校・2中学校																									

※R3は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施体制はあるが、年間を通して未実施の施設がある市町を実施施設としてカウントしています。

(R4.3.31現在)

令和3年度県内施設のフッ化物洗口実施者の状況(市町別)

圏域	市町名	保育所(認可・認可外・へき地)				幼稚園(国立除く)				認定こども園				幼児施設計				小学校施設				幼児施設・小学校の計				中学校(私立含・国立除く)			
		実施者数	施設対象者数	対象施設実施率	実施者数	施設対象者数	対象施設実施率	実施者数	施設対象者数	対象施設実施率	実施者数	施設対象者数	対象施設実施率	実施者数	施設対象者数	対象施設実施率	実施者数	施設対象者数	対象施設実施率	実施者数	施設対象者数	対象施設実施率	実施者数	施設対象者数	対象施設実施率	実施者数	施設対象者数	対象施設実施率	
長崎市	長崎市	1,579	1,616	97.7%	875	1,004	87.2%	1,422	1,451	98.0%	3876	4071	95.2%	14,829	18,477	80.3%	18,705	22,548	83.0%	7,766	8,492	91.5%							
佐世保市	佐世保市	1,100	1,506	73.0%	1,072	1,641	65.3%	944	1,066	88.6%	3116	4213	74.0%	11,200	13,245	84.6%	14,316	17,458	82.0%	4,845	6,172	78.5%							
西彼	西海市	136	136	100.0%	11	11	100.0%	224	222	100.9%	371	369	100.5%	1,162	1,220	95.2%	1,533	1,589	96.5%	494	575	85.9%							
	長与町	203	224	90.6%	234	234	100.0%	79	79	100.0%	516	537	96.1%	2,226	2,335	95.3%	2,742	2,872	95.5%	980	1,150	85.2%							
西彼	時津町	272	272	100.0%	87	173	50.3%	71	99	71.7%	430	544	79.0%	1,680	1,727	97.3%	2,110	2,271	92.9%	706	848	83.3%							
	西彼小計	611	632	96.7%	332	418	79.4%	374	400	93.5%	1317	1450	90.8%	5,068	5,282	95.9%	6,385	6,732	94.8%	2,180	2,573	84.7%							
県央	諫早市	656	713	92.0%	315	452	69.7%	418	472	88.6%	1389	1637	84.9%	6,468	6,775	95.5%	7,857	8,412	93.4%	2,566	2,987	85.9%							
	大村市	669	677	98.8%	355	470	75.5%	698	740	94.3%	1722	1887	91.3%	5,901	6,310	93.5%	7,623	8,197	93.0%	2,218	2,951	75.2%							
県央	東彼杵町	56	142	39.4%	/	/	/	65	70	92.9%	65	70	92.9%	336	365	92.1%	401	435	92.2%	144	165	87.3%							
	川棚町	26	28	92.9%	/	/	/	44	44	100.0%	70	72	97.2%	800	817	97.9%	870	889	97.9%	386	403	95.8%							
県央	波佐見町	1,407	1,560	90.2%	670	922	72.7%	1,361	1,554	87.6%	3438	4036	85.2%	14,172	14,952	94.8%	17,610	18,988	92.7%	5,622	6,879	81.7%							
	県央小計	280	281	99.6%	/	/	172	174	98.9%	452	455	99.3%	2,200	2,310	95.2%	2,652	2,765	95.9%	1,013	1,112	91.1%								
県南	島原市	304	460	66.1%	/	/	120	166	72.3%	424	626	67.7%	2,035	2,108	96.5%	2,459	2,794	89.9%	923	1,055	87.5%								
	南島原市	420	427	98.4%	57	57	100.0%	102	103	99.0%	579	587	98.6%	1,943	1,980	98.1%	2,522	2,567	98.2%	1,006	1,072	93.8%							
県南	県南小計	1,004	1,168	86.0%	57	57	100.0%	394	443	89.0%	1455	1688	87.2%	6,178	6,398	96.6%	7,633	8,066	94.6%	2,942	3,239	90.8%							
	平戸市	262	264	99.2%	32	32	100.0%	144	151	95.4%	438	447	98.0%	1,404	1,437	97.7%	1,842	1,884	97.8%	681	722	94.3%							
県北	松浦市	197	194	101.5%	/	/	136	140	97.1%	333	334	99.7%	1,098	1,161	94.6%	1,431	1,495	95.7%	486	570	85.3%								
	佐々町	125	125	100.0%	/	/	124	126	98.4%	249	251	99.2%	930	961	96.8%	1,179	1,212	97.3%	370	399	92.7%								
県北	県北小計	584	583	100.2%	32	32	100.0%	404	417	96.9%	1020	1032	98.8%	3,432	3,559	96.4%	4,452	4,591	97.0%	1,537	1,691	90.9%							
	五島市	232	234	99.1%	/	/	212	221	95.9%	444	455	97.6%	1,501	1,549	96.9%	1,945	2,004	97.1%	751	817	91.9%								
上五島	小値賀町	160	164	97.6%	40	41	97.6%	26	27	96.3%	200	205	97.6%	510	657	77.6%	710	862	82.4%	356	386	92.2%							
	新上五島町	160	164	97.6%	40	41	97.6%	26	27	96.3%	200	205	97.6%	510	657	77.6%	710	862	82.4%	356	386	92.2%							
上五島	上五島小計	156	164	95.1%	174	177	98.3%	66	70	94.3%	396	411	96.4%	1,354	1,386	97.7%	1,750	1,797	97.4%	722	750	96.3%							
	対馬市	243	249	97.6%	90	93	96.8%	108	108	100.0%	441	450	98.0%	1,371	1,413	97.0%	1,812	1,863	97.3%	693	715	96.9%							
市町小計	市町小計	7,076	7,876	89.8%	3,342	4,385	76.2%	5,311	5,757	92.3%	15,729	18,018	87.3%	59,693	66,997	89.1%	75,422	85,015	88.7%	27,460	31,761	86.5%							
	県立学校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
公立学校小計	公立学校小計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	私立学校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
県全体	県全体	7,076	7,876	89.8%	3,342	4,385	76.2%	5,311	5,757	92.3%	15,729	18,018	87.3%	59,693	67,686	88.4%	75,597	85,704	88.2%	27,989	33,629	83.2%							

(R4.3.31現在)

令和3年度年代別のフッ化物洗口実施者の状況(市町別)

圏域	市町名	幼保施設設計						小学校(私立含・国立除く)						中学校(県立・私立含・国立除く)					
		4～5歳			6～11歳			12～14歳			12～14歳			12～14歳					
		対象者	実施者数	実施者率	対象者	実施者数	実施者率	対象者	実施者数	実施者率	対象者	実施者数	実施者率	対象者	実施者数	実施者率	対象者	実施者数	実施者率
長崎市	長崎市	5,921	3,876	65.5%	19,098	14,941	78.2%	19,102	14,941	78.2%	10,132	7,912	78.1%	10,132	7,912	78.1%	9,580	7,912	82.6%
	佐世保市	3,897	3,116	80.0%	12,996	11,263	86.7%	13,309	11,263	84.6%	6,646	4,901	73.7%	6,646	4,901	73.7%	6,593	4,901	74.3%
西彼	西海市	379	371	97.9%	1,182	1,162	98.3%	1,220	1,162	95.2%	599	494	82.5%	599	494	82.5%	575	494	85.9%
	長与町	788	516	65.5%	2,420	2,226	92.0%	2,335	2,226	95.3%	1,238	980	79.2%	1,238	980	79.2%	1,150	980	85.2%
西彼	時津町	554	430	77.6%	1,767	1,680	95.1%	1,727	1,680	97.3%	1,101	706	64.1%	1,101	706	64.1%	848	706	83.3%
	西彼小計	1,721	1,317	76.5%	5,369	5,068	94.4%	5,282	5,068	95.9%	2,938	2,180	74.2%	2,938	2,180	74.2%	2,573	2,180	84.7%
県央	諫早市	2,318	1,389	59.9%	7,427	6,468	87.1%	6,775	6,468	95.5%	3,883	2,893	74.5%	3,883	2,893	74.5%	3,346	2,893	86.5%
	大村市	1,978	1,722	87.1%	6,215	5,901	94.9%	6,310	5,901	93.5%	3,136	2,218	70.7%	3,136	2,218	70.7%	2,951	2,218	75.2%
	東彼杵町	103	65	63.1%	386	336	87.0%	365	336	92.1%	194	144	74.2%	194	144	74.2%	165	144	87.3%
	川棚町	199	192	96.5%	704	667	94.7%	685	667	97.4%	386	308	79.8%	386	308	79.8%	373	308	82.6%
県央小計	波佐見町	248	70	28.2%	800	800	100.0%	817	800	97.9%	410	386	94.1%	410	386	94.1%	403	386	95.8%
	県央小計	4,846	3,438	70.9%	15,532	14,172	91.2%	14,952	14,172	94.8%	8,009	5,949	74.3%	8,009	5,949	74.3%	7,238	5,949	82.2%
県南	島原市	716	452	63.1%	2,319	2,200	94.9%	2,310	2,200	95.2%	1,092	1,013	92.8%	1,092	1,013	92.8%	1,112	1,013	91.1%
	雲仙市	625	424	67.8%	2,057	2,035	98.9%	2,108	2,035	96.5%	1,098	923	84.1%	1,098	923	84.1%	1,055	923	87.5%
県南小計	南島原市	549	579	105.5%	1,979	1,943	98.2%	1,980	1,943	98.1%	1,030	1,006	97.7%	1,030	1,006	97.7%	1,072	1,006	93.8%
	南島原市	1,890	1,455	77.0%	6,355	6,178	97.2%	6,398	6,178	96.6%	3,220	2,942	91.4%	3,220	2,942	91.4%	3,239	2,942	90.8%
県北	平戸市	435	438	100.7%	1,396	1,404	100.6%	1,437	1,404	97.7%	721	681	94.5%	721	681	94.5%	722	681	94.3%
	松浦市	313	333	106.4%	1,106	1,098	99.3%	1,161	1,098	94.6%	580	486	83.8%	580	486	83.8%	570	486	85.3%
県北小計	佐々町	299	249	83.3%	986	930	94.3%	961	930	96.8%	430	370	86.0%	430	370	86.0%	399	370	92.7%
	佐々町	1,047	1,020	97.4%	3,488	3,432	98.4%	3,559	3,432	96.4%	1,731	1,537	88.8%	1,731	1,537	88.8%	1,691	1,537	90.9%
五島	五島市	439	444	101.1%	1,494	1,501	100.5%	1,549	1,501	96.9%	762	751	98.6%	762	751	98.6%	817	751	91.9%
	小値賀町	18	26	144.4%	84	78	92.9%	79	78	98.7%	47	46	97.9%	47	46	97.9%	47	46	97.9%
上五島	新上五島町	194	200	103.1%	624	510	81.7%	657	510	77.6%	390	356	91.3%	390	356	91.3%	386	356	92.2%
	新上五島町	212	226	106.6%	708	588	83.1%	736	588	79.9%	437	402	92.0%	437	402	92.0%	433	402	92.8%
吾岐	吾岐市	385	396	102.9%	1,345	1,354	100.7%	1,386	1,354	97.7%	743	722	97.2%	743	722	97.2%	750	722	96.3%
	対馬市	419	441	105.3%	1,334	1,371	102.8%	1,413	1,371	97.0%	714	693	97.1%	714	693	97.1%	715	693	96.9%
県全体	県全体	20,777	15,729	75.7%	67,719	59,868	88.4%	67,686	59,868	88.4%	35,332	27,989	79.2%	35,332	27,989	79.2%	33,629	27,989	83.2%

* 対象者数は、令和3年10月1日現在の長崎県市町別年齢別推計人口、実施者率は、市町の年代別推計人口に対する実施者の割合

* 施設対象者数は、令和3年度フッ化物洗口を実施している施設の対象者数、対象施設実施者数は、フッ化物洗口を実施している者の割合

法律第九十五号（平二十三年八月十日）
歯科口腔保健の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（歯科医師等の責務）

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務）

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、歯・口腔^{くわう}の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の対策をはじめとする県民の全身の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、他県に比べ高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県内における歯・口腔^{くわう}の健康に関する地域間等の格差の是正を図るため、県民の生涯にわたる歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関し、その基本理念を定め、県の責務及び市町、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、県民等の役割を明らかにし、並びに歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する計画の策定について定めること等により、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康増進及び県民の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯・口腔^{くわう}の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて、自らむし歯、歯周疾患等の予防及び口腔^{くわう}機能の向上に取り組むとともに、適切な時期に必要な歯科口腔^{くわう}保健サービス、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本県の特性に応じた歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町の役割)

第4条 市町は、基本理念を踏まえ、歯科口腔^{くわう}保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「歯科口腔^{くわう}保健法」という。）、健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）等の歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する法令の規定に基づく歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等の役割)

第5条 教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等（以下「教育関係者等」という。）は、基本理念にのっとり、県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

2 教育関係者等は、前項の目的を達成するため、県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりを支援するための研修等を実施するよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する労働者の歯科健診（健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する健診を含む。）及び歯科保健指導（以下「歯科健診等」という。）の機会の確保その他の歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者及びその被扶養者の歯科健診等の機会の確保その他の歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する知識を持ち、更に理解を深めるよう努める

ものとする。

- 2 県民は、県及び市町が実施する歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を活用すること、かかりつけ歯科医の支援を受けること等により、自ら歯・口腔^{くわう}の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画)

第8条 県は、県民の生涯にわたる歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健法第13条第1項に規定する計画として、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する基本的な計画（以下「長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 県は、長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画を定めようとするときは、あらかじめ歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する学識経験者の意見を聴くとともに、県民、市町その他歯・口腔^{くわう}の健康づくりに係る活動を行う関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- 3 長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画の策定に当たっては、歯科口腔保健法第12条に規定する歯科口腔^{くわう}保健の推進に関する基本的事項を勘案し、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業支援計画その他の県が策定する歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する計画との調和及び連携に努めるとともに、離島、へき地及び中山間地域の地域性及び特殊性に配慮するものとする。

- 4 県は、長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画を定めたときは、速やかに、これを県民に公表しなければならない。

- 5 長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画は、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

- 6 第2項から第4項までの規定は、長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画の変更について準用する。

(市町歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画)

第9条 市町は、当該市町の実情に応じた歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策をより継続的かつ効果的に推進するため、長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画の内容を踏まえ、当該区域における歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する基本的な計画（以下「市町歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 県は、市町が市町歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画を定めようとする場合には、当該市町の求めに応じ、適切な情報の提供及び専門的又は技術的な助言を行うものとする。

- 3 県は、前項に定めるもののほか、市町歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画の策定状況等市町における歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の実施状況を勘案した上で、市町に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第10条 知事又は県教育委員会は、県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに教育関係者等との連携体制の構築に関すること。

- (2) 市町長又は市町教育委員会が行う効果的なむし歯予防対策、妊産婦及びその配偶者（婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）並びに乳幼児に対する歯科保健事業、学校歯科保健事業等を通じた県民の生涯にわたる歯科健診を含めた効果的な歯・口腔の疾患の予防及び健康づくりに関する施策の促進に関すること。
- (3) 第8条第2項の関係者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取組の促進に関すること。
- (4) 歯科、医科、薬科及び多職種との適切な連携（歯科、医科、薬科及び多職種に係る医療機関、教育機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。）による歯・口腔の健康づくりに関する取組、細菌性又はウイルス性の疾患の予防という観点から、糖尿病を主とした全身疾患及び歯科疾患が関係する取組並びに周術期における口腔機能管理の適切な実施のための連携体制構築の促進に関すること。
- (5) 県民が定期的に歯科健診を受けることの勧奨その他必要な施策に関すること。
- (6) スポーツ、労働等によって生じる歯・口腔に関する外傷及び障害等の防止並びにこれらの軽減を図るための対策の促進に関すること。
- (7) 成人期（学生を含む。）における歯周病の予防対策の促進に関すること。
- (8) 医療的ケア児、医療的ケア者、障害児、障害者、要介護者等に対する適切な口腔健康管理に係る施策の促進に関すること。
- (9) 高齢者がフレイル状態（加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態をいう。）になることを予防するため、オーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態になることを未然に防ぐための取組をいう。）に係る施策の促進に関すること。
- (10) 児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の早期発見に資する歯科医療機関等との連携及び関係者の資質向上に関すること。
- (11) 災害発生時及び感染症まん延時における歯科保健医療等の提供体制の確保及び資質の向上に関する施策の促進に関すること。
- (12) 歯科衛生士をはじめとする歯・口腔の健康づくりの推進に従事する者の確保、養成及び資質の向上に関する施策の促進に関すること。
- (13) 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究の促進に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な施策の促進に関すること。

2 県は、前項各号に掲げる基本的施策を実施するため、市町、事業者、保険者、学校等が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動に対し、その設置する保健所による広域的又は専門的な見地からの情報の提供、助言等を行うものとする。

（効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進等）

第11条 県は、幼児、児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 知事又は県教育委員会は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校等においてフッ化物洗口等のフッ化物を用いた歯・口腔の健康づくりに関する取組が実施される場合は、各実施主体に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条に規定する学校保健計画又はそれに準じた計画に位置付け実施すること等その的確な実施のための必要な助

言を行うものとする。

(歯と口の健康週間)

第12条 県民の間に広く歯・口腔^{くわう}の健康づくりについての関心と理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、歯と口の健康週間を設ける。

2 歯と口の健康週間は、6月4日から同月10日までとする。

3 県は、市町と連携し、歯と口の健康週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県民歯科疾患実態調査等)

第13条 知事は、県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、国が実施する歯科疾患実態調査時に合わせて、県民の歯科疾患等の実態についての調査(以下「県民歯科疾患実態調査」という。)を行うものとする。

2 知事及び県教育委員会は、県民の幼児期からの歯・口腔^{くわう}の健康づくりを効果的に推進するため幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯周疾患の罹患状況等について、毎年調査を実施するものとする。

3 県民歯科疾患実態調査及び前項の調査は、その結果を公表するものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を推進するため、予算の範囲内で必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成22年6月4日から施行する。

(令和2年12月25日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

